

研究推進委員会規則

制定 2016年10月14日

第1条 本委員会は、本会における研究の推進に関わる以下の活動を行う。

- ①大会における課題研究に関わる職務
- ②学会員間の研究交流ならびに教育学関連諸学会間の研究交流の促進に関わる職務
- ③本学会の研究活動の促進に関わるその他の職務

第2条 本委員会は、会員中より選ばれた下記の各号の委員をもって構成する。

- ①法人理事会の議を経て会長が委嘱する委員長（委嘱時の理事(法人理事)）1名。
- ②委員長が候補者を推薦し、法人理事会の議を経て会長が委嘱する副委員長1名および委員10名以内。

第3条 第2条第2号に定める委員は、年齢・性別・専門分野・地域等のバランスに配慮して選定する。

第4条 委員全員の氏名を機関誌およびホームページで公表する。

第5条 委員長・副委員長・委員の任期は2年とする。

- 2 委員長は、連続する2年を超えてその職に就くことはできない。
- 3 副委員長は、連続する2年を超えてその職に就くことはできない。
- 4 委員は原則として2年を超えてその職に就くことができない。但し必要とする場合はその限りでない。

第6条 委員長・副委員長・委員の交替は、新理事会発足後すみやかに行う。

第7条 委員長は、研究推進委員会を代表し、法人理事会および学会理事会に委員会の活動を報告し承認を得る。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

第8条 研究推進委員会に、目的に応じて小委員会をおくことができる。小委員会委員の目的・構成などについては別に定める。

第9条 本規則の改正は、法人理事会がこれを行う。

附則1 本規則は、制定の日から施行する。

附則2 第5条の定めにかかわらず、本規則施行後最初に委嘱される委員の任期は1年とする。